

奈良・藤原宮跡

- 1 所在地 奈良県橿原市高殿町
- 2 調査期間 一九七九年(昭54)九月～一九八〇年三月
- 3 発掘機関 奈良国立文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部
- 4 調査担当者 工藤圭章・狩野 久
- 5 遺跡の種類 宮殿・官衙跡
- 6 遺跡の年代 七世紀末～八世紀初頭
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一九七九年度の発掘地は、藤原宮東面北門を中心とする地域で、前号で報告した木簡出土地域(第二四次調査)の北に接する場所である(第二七次調査)。検出した主な遺構は、藤原宮東面大垣(SA一七五)とそれに取りつく門(SB二五〇〇)、大垣の東側の宮外濠(SD一七〇)、同西側の宮内濠(SD三三〇〇)、外濠の東の南北棟建物(SB二二九〇)等がある。門は、宮東限地域ではじめて検出したものであり、南北五間、東西二間の礎石建ちで、柱間寸法は梁行・桁行とも約五・一mの規模を持つ。宮東面に三門あると推定される宮城門のうちの北門に当る。この他に、古墳時代の溝や、宮造宮直前の時期の建物、三条大路計画線、宮廃絶後の建物や井戸等がある。木簡が出土したのは外濠と内濠である。総計八八〇点の木簡が出

土したが、内濠からは二点だけであった。

まず内濠は、大垣から約一二m西に位置する素掘りの南北溝で、北流する。幅は約二・五m、深さ約〇・八mあり、今回は長さ三七m分を検出した。溝の堆積は大きく三層あり、第一層から瓦類、第二層からは多量の土器類、第三層からは瓦類・土器類・木片が出土した。木簡は最下層の第三層から木片類と共に出土した。一点は「布百端」の文字が読める小断片だが、他の一点は墨痕のみである。

次に外濠は、大垣から約二〇m東に位置する同じく素掘りの南北溝で、北に流れる。幅は約五・五m、深さ約一・二mあり、今回は総長五〇m分を検出した。溝の堆積は大きく四層に分れ、第一層からは少量の土器片、第二層からは大量の瓦類、第三層からは木屑・瓦類・土器類、第四層からは木屑・瓦類が出土した。第一層は溝廃絶後に最終的に埋めた土層、第二層はやはり廃絶時に瓦を投げこんで埋めた土層であるが、それ以下の二層は水流による堆積であり、木簡はこの二層から出土した。第三層は黒色粘土ブロックの混じる粗砂からなり、加工木片が多く、木簡もこの層から多く出土した。最下層の第四層は粗砂で、礫を混じえ、瓦片・自然木・手斧による材の削片と共に木簡が出土した。外濠の場合は、前回の二四次調査での内濠のような木簡を特に集中的に出土した箇所はないが、やはり一様に出土するのではなく、今回の場合、北端から一二m程の間で全体の約四〇%の木簡が出土している。

8 木簡の積文・内容

- (1) ・「謹啓今忽有用處故醬」
 ・「及末醬欲給恐、謹請 馬寮」
 189×32×4 011
- (2) 「左右馬寮 神祇官」
 306×(12)×9 081
- (3) ・「造兵司解」^{〔麻カ〕〔部カ〕}
 〔寸五分カ〕
 ・「六」
 (209)×(21)×5 081
- (4) ・「内膳司解供御」
 ・「御料塩三斗」
 (143)×(6)×5 081
- (5) 「織部司解」
 (235)×(7)×3 081
- (6) ・「謹」^{〔白カ〕}
 ・「造酒司正」^{〔白カ〕}
 ・「麻」
 (149)×(7)×7 081
- (7) ・「皇太妃」^{〔カ〕}
 ・「宮職解」
 ・「年」^{〔カ〕}
 (154)×(13)×5 019
- (8) 「造木晝處 大初位下」^{〔阿カ〕}
 (224)×(24)×7 019
- (9) 「儲人无位民忌寸老人」
 (84)×22×3 019
- (10) ・「少初位上多治比橘連建麻呂」
 ・「千」^{〔カ〕}
 ・「麻呂」
 (240)×(9)×5 081
- (11) ・「少子」^{〔カ〕}
 ・「門衛士」^{〔門カ〕}
 ・「送建」
 (153)×(18)×3 019
- (12) 「大殿」
 (24)×25×5 039
- (13) ・「南細殿」
 (192)×(12)×3 011
- (14) ・「衛士四人馬人豊」^{〔嶋カ〕}
 (101)×(11)×3 081
- (15) ・「各道前國勝間田郡」
 ・「鴨里」^{〔嶋カ〕}
 田ノ全
 110×17×5 011
- (16) ・「大伯郡長沼里」
 ・「縣使」^{〔嶋カ〕}
 加比倭
 94×30×5 011
- (17) 「備中國下道郡矢田」^{〔嶋カ〕}
 里春稅五斗
 196×(15)×5 032
- (18) 「津刀里津守連」
 (104)×12×3 039

- (19) 〔參河國波豆郡矢田里白髪マ小〕 $(118) \times (15) \times 3$ 039
 (20) 〔伊豆國田方郡〕 $(263) \times (16) \times 7$ 039
〔久カ〕 〔荒カ〕

右は外濠出土の主な木簡の積文である。この中に掲げなかったが、年紀のあるものは三点あり、すべて和銅元年である。貢進物荷札は評制下のものがなく、国郡里表記のものだけであることや、官司名や位階表記からみて、これらの木簡は大宝令制下の時期のものが大部分であるとみられる。全体を通して特に内容上の一括しうる特色といったものはうかがえない。第二四次調査地では、奴婢関係の木簡がまとまって出土したが、今回は隣接地にもかかわらず、関連のあるのは「官奴」と判読可能な一点があるだけである。

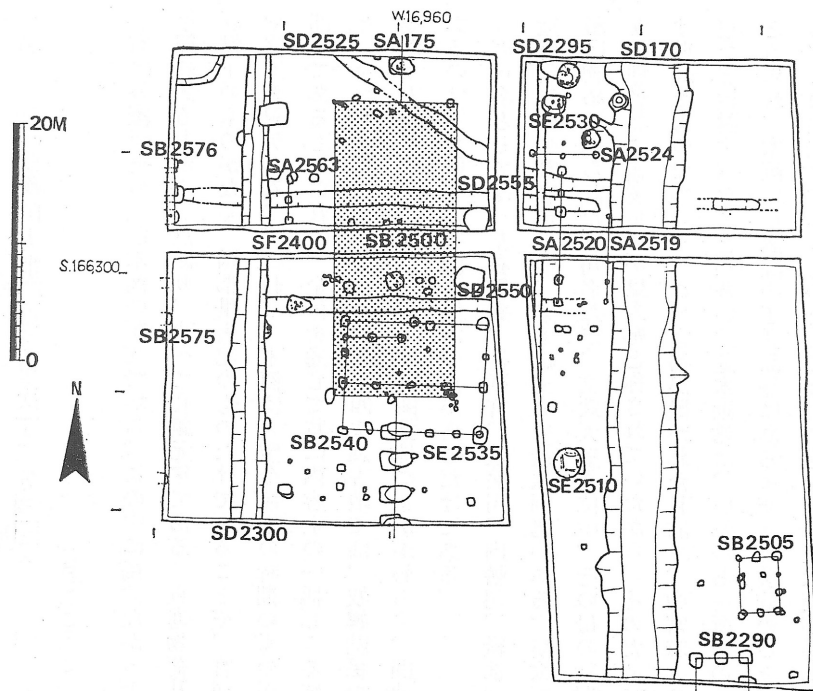
官司名としては、左右馬寮、神祇官、造兵司、内膳司、織部司、造酒司等の令制官司の他、皇太妃宮職や造木画処がある。皇太妃宮職は初めて知られた官司名だが、文武天皇在位中、その母の阿閉皇女（即位して元明天皇）が皇太妃と称されていたから、そのために設けられたものであろう。この官司が置かれた目的や、中宮職との関連など検討すべきことが多い。造木画処は、いわゆる「所」の一つとみられ、木画は正倉院の工芸品等にあるモザイク装飾のことである。この他注目すべきものとして(11)の門号を記した木簡がある。建部門は、平安宮では宮城十二門のうちの東面の中央門である。少子

部門は平安宮にはない門だが、氏族名門号であるところから、藤原宮では宮城門として建部門と共に宮の東面に存在していた可能性が考えられる。(9)の儲人は奈良時代史料に散見するが、実態は不明である。(11)・(12)の大殿・南細殿は、宮内の殿舎名として注目できる。

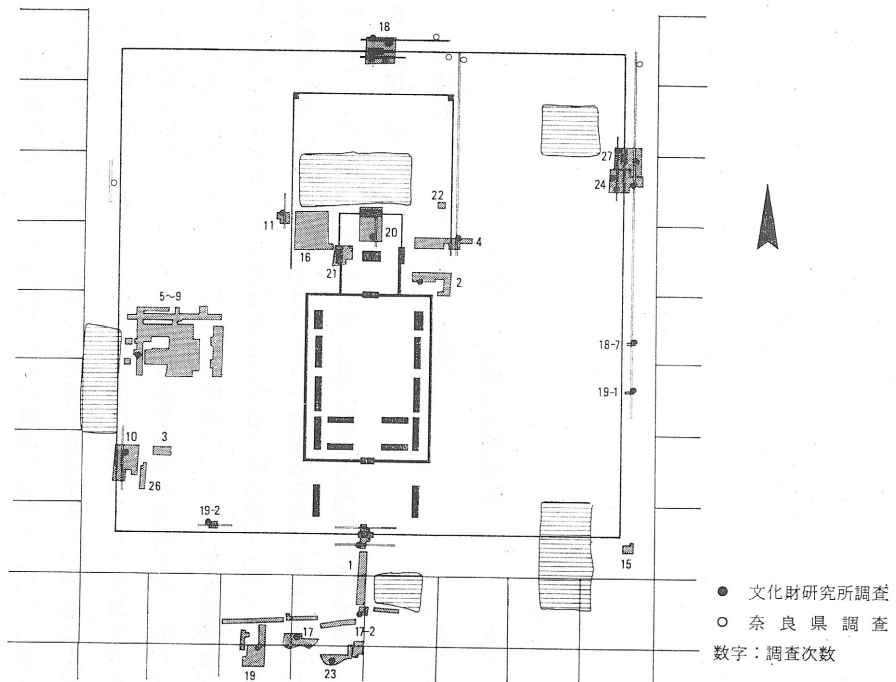
貢進物荷札では、備前・備中等の吉備関係の木簡が(15)・(17)を含め一〇点出土していて特に多い。この中(17)は、年料春米を春税と記す古い例であり、かつ木簡では初見である。(21)の次丁（老丁・残疾）の調荷札も初出であり、正丁の二分の一を納める令の規定に対応した内容となっている。なお(18)の津刀里は摂津国武庫郡に属する。

9 関係文献

- 奈良国立文化財研究所 『藤原宮出土木簡(四)』 一九八〇年
 同 『飛鳥・藤原宮発掘調査概報(4)』 一九八〇年
 (加藤 優)



第1図 藤原宮第27次発掘調査遺構図



第2図 藤原宮木簡出土地点図